

函館市開発審査会付議基準附則（令和2年4月1日施行）

附 則

（施行期日）

- 1 この付議基準は、令和2年4月1日から施行する。

（50戸連たん地域内における一団の開発行為等に関する経過措置）
- 2 50戸連たん地域（平成12年法律第73号による改正前の都市計画法第43条第1項第6号イに規定する地域）内における開発行為等であって、次のいずれにも該当するものについては、法第34条第14号または令第36条第1項第3号ホの規定を適用し開発審査会に付議するものとする。
 - (1) 令和4年3月31日までに、法第29条に基づく開発許可申請がされたものであること。
 - (2) 令和6年3月31日までに、開発行為の全部について法第36条第1項に基づく工事完了検査を受けて、これに合格し同条第2項に基づく検査済証の交付を受けることが見込まれること。
 - (3) 次に掲げる区域内において行うものであること。
 - ① 桔梗・西桔梗地区
桔梗町および西桔梗町の区域のうち附則別図第1に図示する区域
 - ② 桔梗A地区
桔梗町の区域のうち附則別図第2に図示する区域
 - ③ 桔梗B地区
桔梗町、石川町および桔梗2丁目の区域のうち附則別図第3に図示する区域
 - ④ 赤川地区
赤川町、神山町、赤川1丁目および亀田中野町の区域のうち附則別図第4に図示する区域
 - ⑤ 赤川沿道地区
赤川町、亀田中野町の区域のうち附則別図第4に図示する区域
 - ⑥ 高松地区
高松町、瀬戸川町の区域のうち附則別図第5に図示する区域
 - (4) 次のいずれかに該当するものであること。
 - ① 市長が定める一団の土地を一体的に行う開発行為等で、道路等の公共施設の配置等からみて、良好な街区の環境が形成されると認められ、かつ、開発区域等の周辺の地域において不良な街区の環境が形成されるおそれがないもの
 - ② 函館市都市計画法施行条例第3条に掲げる区域内に存する建築物の改築または増築に伴い、敷地が当該区域の内外にまたがることとなる場合で、不良な街区の環境が形成されるおそれがないもの
 - (5) 予定建築物の用途が函館市50戸連たん地域内の建築指導要綱に適合していること。
 - (6) 市長が別に定める技術基準に適合すること。